

附属書三―E アンドラ公国に関する附属書

1 アンドラ公国の原産品であつて、統一システムの第二五類から第九七類までの各類に分類されるものは、この協定に規定する欧州連合の原産品として日本国によって認められる。

2 1の規定は、欧州経済共同体とアンドラ公国との間の書簡の交換の形式による協定の締結に関する千九百九十年十一月二十六日の閣僚理事会決定第九〇・六八〇・EEC号によって設立された関税同盟に基づき、欧州連合が日本国の原産品について適用する待遇と同一の関税上の特惠待遇をアンドラ公国が当該原産品について適用することを条件として、適用する。

3 この附属書の規定の適用上、第三章の規定を準用する。